



派遣会社との契約に関する規程

2019年3月14日 第7回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、派遣会社との契約に関する事項を定めることを目的とする。

(契約手続き)

第2条 事務局長は、学会事務作業の補助のため、派遣会社等に派遣者の派遣を依頼することができる。

2 事務局長は、派遣会社に新たに派遣を依頼するときは、依頼業務の内容と予想期間、労働条件を明らかにした上で、総務財務委員会の承認を得ることとする。

(契約期間)

第3条 派遣会社等との契約は3ヶ月を超えないものとする。ただし契約更新はこれを可能とする。

2 学会側契約者は事務局長とする。

(契約条件)

第4条 派遣者の契約条件については、派遣会社との契約書に明示する。

(その他)

第5条 本規程に定めのないものについては、派遣会社との協議により決定する。

(改定)

第6条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定する。

附則

1 2019年3月14日 第7回理事会制定，同日施行